

指 示

平成24年4月27日

群馬県知事
大澤 正明 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年6月30日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 群馬県桐生市及び渋川市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）、小中川（支流を含む。）及び桃ノ木川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

(参考)

指 示

平成23年6月30日

群馬県知事
大澤 正明 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

群馬県桐生市及び渋川市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。